

令和 2 年 度 学校安全教室推進事業 交通 安全 教室

【日程】 令和 2 年 1 1 月 1 0 日（火）

【会場】 あべのハルカス 会議室 E+F

【主催】 文部科学省・大阪府教育庁

令和2年度学校安全教室推進事業交通安全教室実施要項

- 1 目的 交通安全教育における各校の課題解決に向けて、教職員の資質と指導力の向上を図り、各校における交通安全教育の推進に資する。
- 2 主催 文部科学省・大阪府教育庁
- 3 日時 令和2年11月10日(火) 14:00～17:00
- 4 会場 場所：あべのハルカス 25階 会議室E+F
 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43
 近鉄「大阪阿部野橋」駅 西改札
 JR「天王寺」駅 中央改札
 大阪メトロ御堂筋線「天王寺」駅 西改札
 大阪メトロ谷町線「天王寺」駅 南西/南東改札
 阪堺上町線「天王寺駅前」駅 よりすぐ

5 時程等

時刻	内容	講師等
13:30～ 14:00	受付	
14:00～ 14:05	開会・あいさつ	大阪府教育庁 保健体育課
14:05～ 15:35	講義 「心と行動の発達と交通安全」(90分)	同志社大学 心理学部 学部長 内山 伊知郎
15:35～ 15:50	休憩(15分)	
15:50～ 16:20	講義 「自転車関連交通事故防止対策」(30分)	大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室 警部補 中沢 正宏
16:20～ 16:45	実践発表 「生徒の自尊感情を高める『交通安全テスト』」(25分)	大阪府立阿武野高等学校 教諭 渡辺 剛士 教諭 増田 昇大
16:45～ 17:00	事務連絡	

6 対象者

- (1) 府立学校の交通安全教育担当教職員
- (2) 市町村教育委員会の指導主事等及び市町村立学校園の交通安全教育担当教職員
- (3) 私立及び国立の学校園の交通安全教育担当教職員

【講義】

「心と行動の発達と交通安全」

同志社大学 心理学部

学部長 内山 伊知郎

【MEMO】

2020. 11. 10

心と行動の発達と交通安全

同志社大学心理学部
内山 伊知郎

本日のテーマ

- (1) ひとの発達原理
- (2) 乳児の安全行動獲得
- (3) 幼児の安全意識と行動
- (4) 青年の心理的特徴とリスクテイクینگ
- (5) 発達と交通安全教育

(1) ひとの発達原理

遺伝要因と環境要因

遺伝要因 生物学に依拠

ダーウインの進化論

…家系図研究

環境要因 教育学に依拠

ロックのタブラ・ラサ

…行動主義: 条件付け

遺伝要因と環境要因の相互作用

遺伝か環境か: 氏が育ちか



折衷派 (遺伝も環境も: 氏も育ちも)

ルクセンブルガーの加算説
ジェンセンの環境閾値説

遺伝と環境の規定比率

行動遺伝学

双子による研究 養子研究
一卵性約100%、二卵性約50%の一致率

一卵性双生児の身長は0.9以上の相関
きょうだいでは0.5程度

IQでは遺伝規定率50%程度

- 学業テスト 遺伝率約40%
- 創造性 遺伝率約25%
- パーソナリティ 遺伝率約50%



遺伝規定率は心理特性によって異なる



教育の大切さ

(2) 乳児の安全行動獲得

安全行動は生得的か
いつから安全行動が形成されるか

1) 運動の発達

乳児期は感覚と運動発達の時期

(ピアジェ)

- 1ヶ月 あごをあげる
- 2ヶ月 胸をあげる
- 3ヶ月 首が安定する
- 4ヶ月 支えられて座る
- 5ヶ月 ひざの上に乗る
- 6ヶ月 いすに座る
- 7ヶ月 一人で座る
- 8ヶ月 ずりばい
- 9ヶ月 はいはい
- 12ヶ月 つかまり立ち

2) 新旧の発達メカニズム

あらかじめ設定されている漸成説

遺伝と内発的要因によって規定される成熟の結果生じる行動



確率的漸成説(ゴットリーブ)

ある1つの発達過程が出現すると、それによって次の新しい発達が出現

3) 乳児の行動の変化

母親のアンケートから

はいはい開始前後の乳児の変化
アンケート調査の実施(アメリカ)

乳児の行動等の変化 (Campos et. al 1992)

	はいはい開始前	はいはい開始後
怒りの表出	6/14	25/28
母親がいなくなることへの感受性	5/15	22/31
遠くのものへの注意	4/14	26/29
相互作用のある遊びに熱中する傾向	1/15	17/30
以前禁止されたことに注意する	1/15	21/31

実験的な検討

1. 奥行き知覚と恐れへの検討・ビジュアルクリフ

- 視覚的断崖とは、奥行き知覚を調べる装置
ギブソン
- 深さによる恐怖の出現

ビジュアルクリフ (写真:同志社大学)



心拍数を利用

- 心拍数の特徴
感情と関係する



結果は

乳児を深い側のガラスの上におろして、心拍数を調べた。その結果、「はいはい」ができる乳児では心拍数が増加したが、できない乳児では増加しなかった。

深さの知覚による恐怖は生得的ではなく、「はいはい」経験が深さに対する恐怖を生み出すといえる。

社会的参照

母親の表情から自分の置かれた状況を読み取る



安全性の判断

ビジュアルクリフにおける研究

1歳児における

社会的参照(ソーシャルリアレンス)とは？

あまいまい状況下で母親の様子から判断

深板を上げ、浅い深瀬をつくり、
怖さを減じてあまいまい状況にすると

乳児は母親の表情から情報収集をして
渡るかどうか決める

あまいまい浅い深瀬での母子コミュニケーション研究

母親は表情コーディングシステムを参照して、「恐怖」、「喜び」の表情を練習(MAX、AFFEX)

- 12ヶ月児は、母親が「恐怖」の表情を表出したとき、深瀬の向こうに魅力的なおもちゃが置いてあっても、17人中、誰一人として深瀬を横切ったものはいなかった。
- 「喜び」の表情では、19人中、14人が横切った。

母親の表情が崖の手前での行動の判断材料となる
母子コミュニケーションの芽生え

2. 姿勢補償の検討…ムービングルーム

(写真:同志社大学)



8か月児での検討

はいはいを開始する前後の乳児を比較したところ、はいはい開始後の乳児に姿勢補償が強くみられた。



自己移動経験が姿勢補償を強めると解釈できる。
さらに、表情表出を比較したところ、はいはい開始後では姿勢補償に伴う恐れ的情感表出がみられた。

総合的な結果

自分で移動を開始すると、それにとともなう恐れの感情が生じる。



危険に対する対処行動の出現

(3) 幼児の安全意識と行動

1) ルール理解の発達 (スメタナら)

- 3歳 道徳と慣習のルールを区別
 - 4, 5歳 区別が明確に
 - 小学生 身近な具体的領域から広範な領域への拡大
- ルールに対して他者からの恣意的な要求ということで批判的に

向社会性の領域

Turielの領域理論

- 道徳領域
- 慣習領域
- 個人領域

2) 幼児の知覚・認知と交通安全行動

幼児の知覚能力

- 水平方向視野 子ども90° 大人150°
- 垂直方向視野 子ども70° 大人120°

直観的思考段階から具体的思考段階

3) 道徳性発達

対人場面と規則場面における道徳性研究

幼児・児童・青年期における発達

対人場面での罪悪感が共感性と、
規則場面での罪悪感が役割取得と関連

(石川・内山, 2001a, b, 2002)

罪悪感が感じられるできごとの発達の變化

小学生では親や教師に従わないことに強く罪悪感を感じる

喧嘩に関して

小学校4年までは比較的強く感じられるが、
小学校6年生以降、出現傾向が弱まる。

他方、所有物の破壊行為や刑罰を受ける行為について小学校4年生
以降、出現率が高くなる傾向

規則違反に関して

95%以上の小学生が罪悪感
中学生では約75%
高校生では約55%と減少

これは規則の絶対性が低下することが一因

(内山, 2000)

(4) 青年の心理的特徴とリスクテークینگ

青年とは「疾風怒濤の時代」(ホール)

「第二の誕生」(シュプランガー)

「脱衛星化」(オースベル)

親からの独立の時期……リスクが伴う時期

1) リスクテークینگと脳発達

脳の発達は後頭部から前頭部へ

前頭葉で軸索が随鞘につつまれる時期は
10代後半から20代はじめ



随鞘化が進むとネットワークが高速化する
が柔軟性が低下

「リスクを求める部位」が先に発達するのに
対して「行動の結果を予測する部位」
の発達が遅れる

研究(スタインバーグ)

- 13歳から16歳までの青年 (adolescents) が106名、18歳から22歳までの青年 (youths) が105名、24歳以上の成人が95名参加。
- 実験は一人で行う群と、仲間と一緒に参加して交代で運転する群に分けられた。

結果

- 、一人で運転する場合はリスク行動の傾向は低く、年齢が高いとリスク傾向は低くなる。
- しかし、仲間と一緒に参加した群では、リスクテークング傾向が出現しやすく、とくに、22歳までの青年ではその傾向が強くみられる。
- ただ、成人になれば、一人で運転する時と仲間がいる時の差異が小さくなる。

2) 自我の芽生え・・・4つの諸相

身体発達・・・第2次性徴
認知発達・・・形式的操作
感情発達・・・自我感情
社会性発達・・・社会の広がり

身体発達

- 思春期 視床下部が脳下垂体前葉を刺激するホルモン分泌
- 脳下垂体前葉
 卵胞刺激ホルモンや黄体化ホルモンの生殖腺刺激ホルモンを分泌

認知発達

- ピアジェの理論
- 感覚運動期 0-2歳
- 前思考期 2-4歳
- 直観的思考期 4-7歳
- 具体的思考期 7-11歳
- 形式的思考期 11歳以降

自我感情

- 自我の芽生えに伴う感情
- 喜怒哀楽から自己意識に関する感情へ
孤独感 疎外感 充実感 など

3) 危険予測とリスクマネージメント

リスク知覚とハザード知覚
リスク：定量的
事故の可能性がどの程度高いか
ハザード：定性的
どのような条件が事故を招くか

高校生を対象としたハザードマップ作成例 (金井他 2006)

高校生対象 高校入学からの交通事故経験およびヒヤリ経験の有無 危険箇所の調査 安全意識

危険箇所を地図上にプロット作業

ハザードマップの公開

事後調査 公開後の事故経験とヒヤリ経験

ヒューリスティックな判断

問題解決のために意思決定を行う際に、最適な解ではなく暗黙裏の簡便な解を使用する

最適原理より満足原理

(5) 発達と交通安全教育

幼児期から青年期への発達変化をとらえ、それらに適した交通安全教育の実施

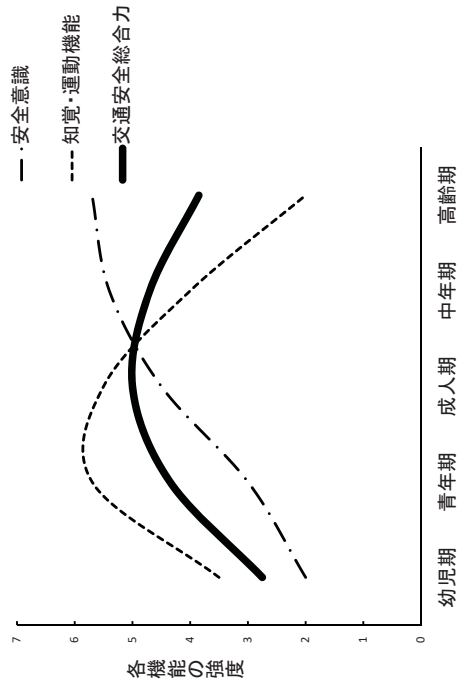
1) 自我同一性確立

エリクソンの心理社会的危機

人生を8つの段階

乳児期……信頼 × 不信
幼児期前期……自律性 × 恥
幼児期後期……自発性 × 罪悪感
児童期……勤勉性 × 劣等感
青年期……自我同一性の確立 × 拡散
成人期前期……親密性 × 孤立
成人後期……世代性 × 停滞性
老年期……統合性 × 絶望

2) 交通安全総合力



(3) 交通安全の認知・感情・行動発達

ドライバー行動の階層モデル (Hatakka, 1998)

- 人生の目的・態度, 適応能力 (社会意識, 感情のコントロール, 危険を好む傾向など)
- 運転の目的・意味づけ (車の必要性など)
- 道路状況の把握・対応能力 (危険予知, 車間距離など)
- 運転操作能力 (ハンドル操作など)

危険感受性の育成

- 交通安全知識の教授
- 安全に対する自我同一性
ヒューリスティックな判断からの防衛

子どもの交通安全教育手法

モデリング……………指導者・仲間:年齢の効果
コーチング……………効果的注意
オペラント条件付け…強化
リハーサル……………実践的な訓練

受動的教育から主体性を発揮させる教育へ
役割取得能力の飛躍的な向上

将来の交通死亡事故ゼロ社会を目指す

将来の交通環境を構成する幼児・児童の早期交通安全教育
…こども交通安全スペシャリストの養成

受動的な教育から能動的な教育へ
↑ 教えるために学ばせる
社会の世代間教育コミュニケーションを促進

【講義】

「自転車関連交通事故防止対策」

大阪府警察本部 交通総務課 自転車対策室
警部補 中沢 正宏

【MEMO】

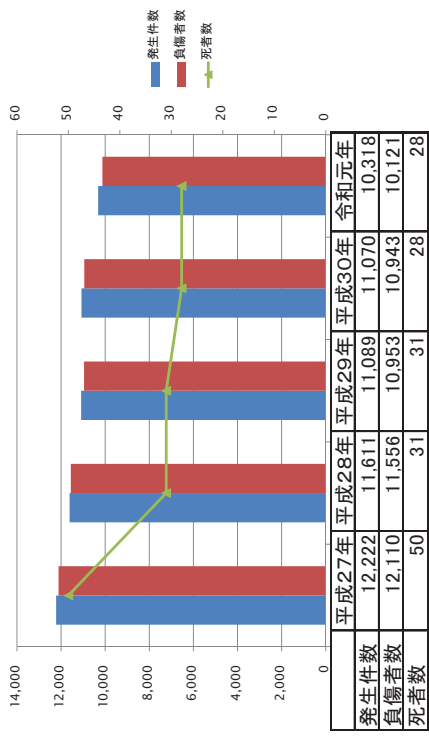
自転車関連交通事故防止対策

大阪府警察本部交通総務課自転車対策室

自転車関連事故ワースト都道府県の推移

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年
件数	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 東京 2 大阪 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 東京 2 大阪 3 愛知	1 東京 2 大阪 3 愛知
死者数	1 大阪 2 愛知 3 埼玉	1 愛知 2 埼玉 3 大阪	1 大阪 2 愛知 3 埼玉	1 大阪 2 愛知 3 埼玉	1 東京 2 愛知 3 大阪	1 大阪 2 愛知 3 埼玉	1 東京 2 埼玉 3 大阪	1 愛知 2 埼玉 3 大阪	1 埼玉 2 愛知 3 千葉	1 東京 2 埼玉 3 大阪
負傷者数	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 東京 2 大阪 3 埼玉	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 大阪 2 東京 3 愛知	1 東京 2 大阪 3 愛知	1 東京 2 大阪 3 愛知

自転車関連事故発生状況 (過去5年間・経年推移)



全事故に占める自転車関連事故の割合は、全国平均が約2割のところ、大阪は、約3割で推移

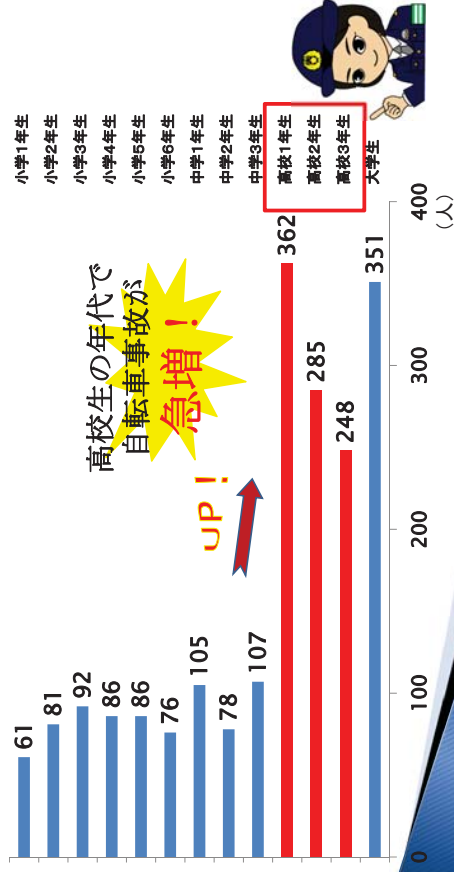
令和元年の自転車関連事故発生状況 (8月末)

	令和2年 8月末	令和元年 8月末	対前年比		全事故に 占める割合
			増減数	増減率	
発生件数	5,438件	6,591件	-1,153	-17.5	33.4%
死者数	20人	17人	+3	+18	26.0%
負傷者数	5,326人	6,489人	-1,163	-17.9	28.0%

8月末時点で死者数は全国ワースト1！
件数、負傷者数は、全国ワースト2！

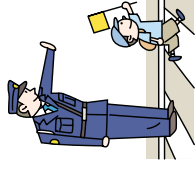
自転車乗車中の学年別負傷者数

(令和元年中)

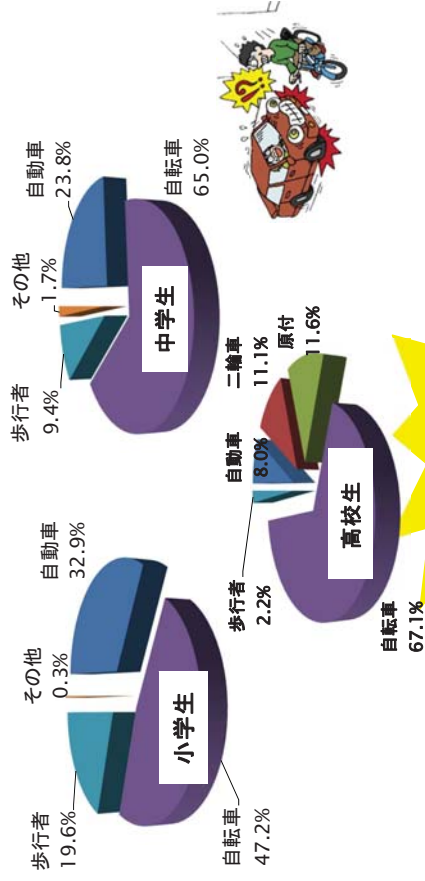


学校の先生方は、大変お忙しいと思います・・・ですが・・・

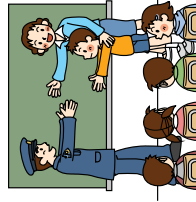
子どもたちの「命」を守るためには警察だけではなく、家庭や学校での交通安全教育が欠かせません・・・



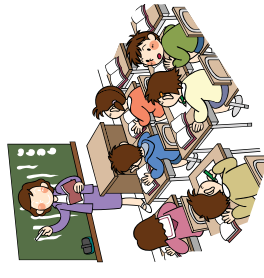
小中高の状態別死傷者数 (令和元年中)



小中高の事故のうち、どの学齢においても自転車関連事故が一番多い



年齢に応じた段階的な交通安全教育により、自転車を安全に利用する知識・技能の取得が非常に重要になってきます!



対象者の年齢等に応じた交通安全教育



指導ポイントについて

- ① 自転車の正しい通行方法
- ② 自転車の違反行為
- ③ 自転車運転者講習制度
- ④ 自転車保険への加入



自転車安全利用五則

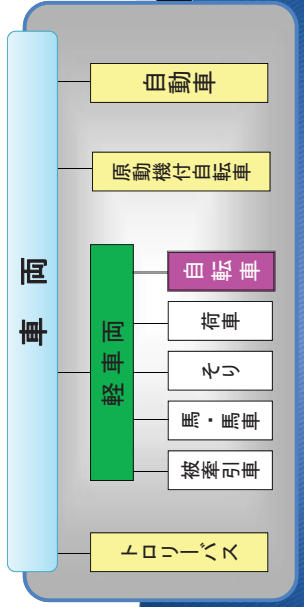
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

道路交通法により、13歳未満の児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない

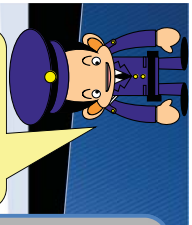


自転車の定義

- 車両の定義 [道交法第2条第1項第8号]
⇒ 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- 軽車両の定義 [道交法第2条第1項第11号]
⇒ 自転車、荷車その他人の力もしくは動物の力により、または他の車両にけん引されるもので、レールを必要としない車をいう。
- 自転車の定義 [道交法第2条第1項第11号の2]
⇒ ペダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車で、レールを必要としないもの。



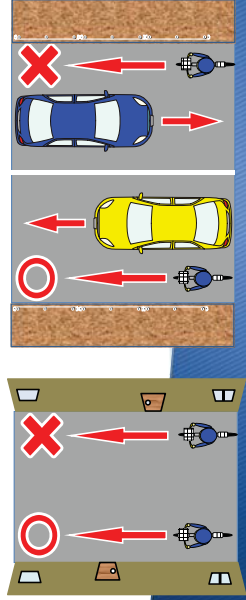
自転車は車両の仲間です



自転車の走行する場所

原則!

- 車道通行 [道交法第17条第1項抜粋]
⇒ 自転車は、**歩車道の区別のある道路**では、**車道**を通行しなければならず、(ただし、道路外の施設や場所に入ったりするためやむを得ない場合は路側帯を横断するときは、この限りでない。)
- 左側通行 [道交法第17条第4項、第18条第1項抜粋]
⇒ 自転車は、**道路(車道)**の中央から**左側部分**の**左側端**に寄って通行しなければならず。



日本は、イギリスと同じ、**左側通行**の国です。

右側通行は、逆走です。危険な違反です!!!

自転車が歩道通行できる場合

- 普通自転車の歩道通行 [道交法第63条の4第1項]
⇒ **普通自転車**は、次の場合には、**歩道**を通行することができる。**例外規定!**

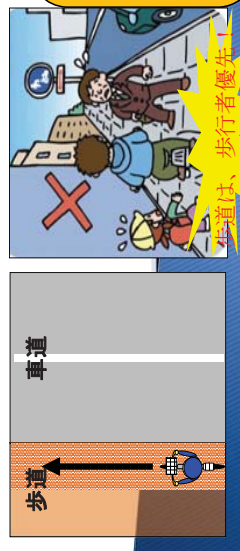
①歩道通行可の標識・標識がある場合 	②子供や高齢者、身体障がい者が運転する場合 	③車道又は交通の状況に照らし通行の安全を確保するため、やむを得ない場合
-----------------------	-------------------------------	---

中学生以上は、原則①か③に該当しなければ、歩道通行はできません!

歩道を走る時の注意点

- 歩道通行の方法 [道交法第63条の4第2項]
⇒ **歩道**を通行するときは、次の事項を守らなければならない。

- ①歩道の中央から**車道寄り**の部分**を徐行**しなければなりません。(歩行者の有無にかかわらず)
- ②歩行者の通行を妨げることとなるときは、**一時停止**しなければなりません。

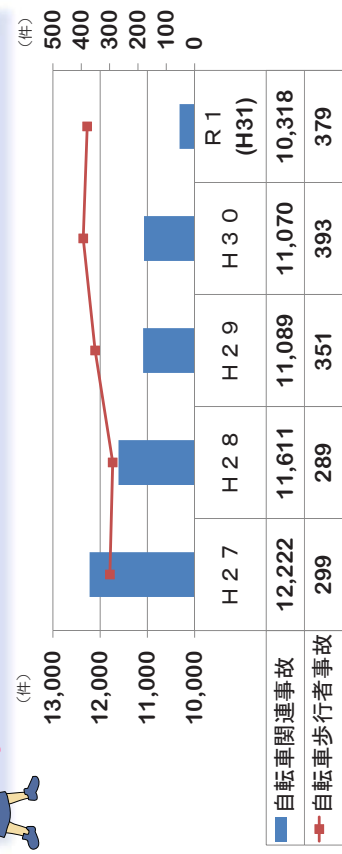


歩道でほかの自転車と行き違ふときは、速度を落とすしながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、**対向する自転車を右に見ながら**よけるようにしよう。
(交通の方法に関する教則)

歩道は、歩行者優先!

車道の左側通行が原則です! 歩道通行は、例外です!

自転車事故全体は減少しているにもかかわらず **増加傾向!**
自転車対歩行者の事故は **増加傾向!**

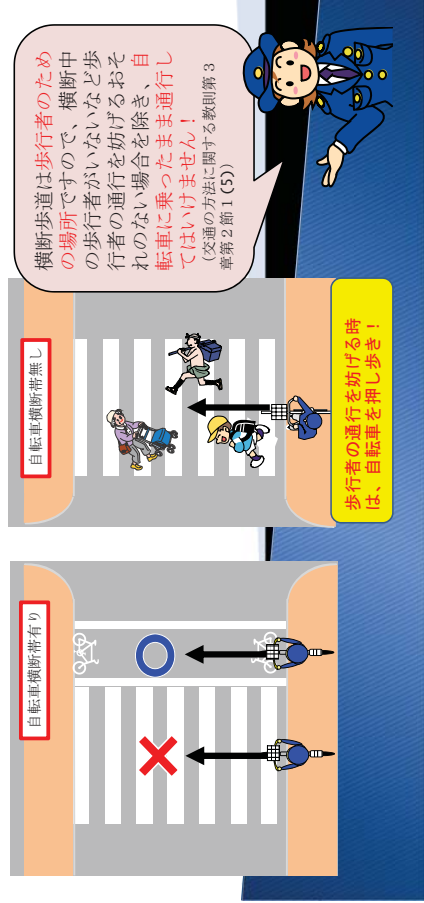


歩道走行中に歩行者に「ベル」を鳴らすのはもってのほか!
歩道は、「歩行者のための道」で、歩行者が優先です。



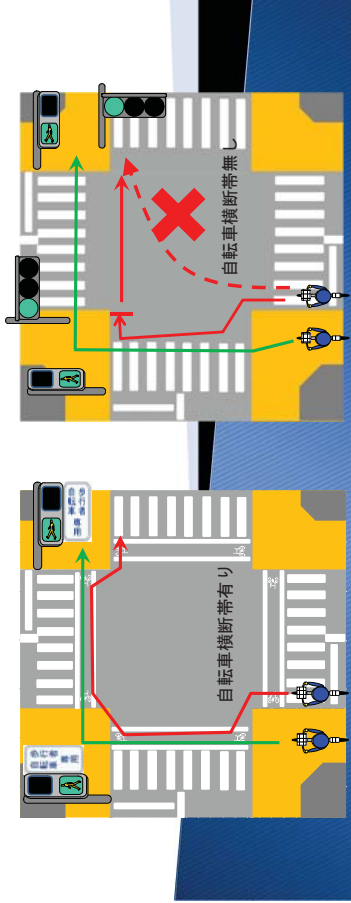
交差点横断時の注意点

- 自転車横断帯による交差点進行 [道交法第63条の7第1項]
⇒ 交差点に自転車横断帯があるときは、自転車はその自転車横断帯を通行しなければならぬ。



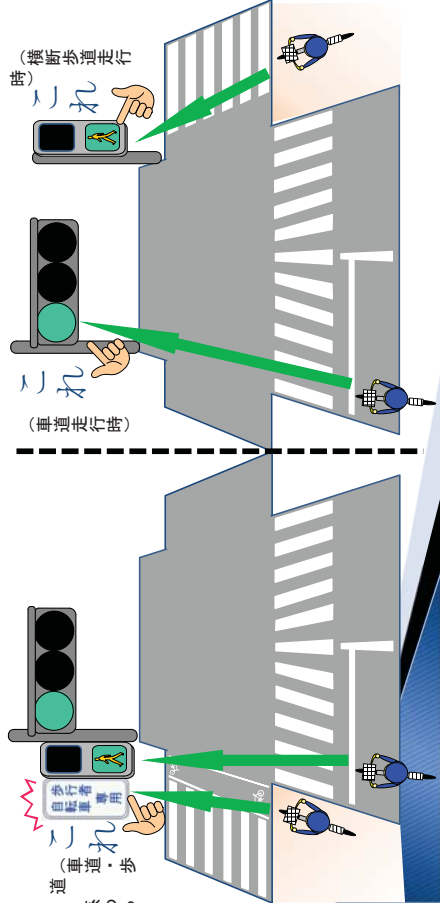
交差点の右折方法

- 自転車横断帯による交差点通行 [道交法第63条の7第1項]
⇒ 交差点に自転車横断帯があるときは、自転車は、その自転車横断帯を進行しなければならない。
- 自転車横断帯がない交差点での右折 [道交法第34条第3項]
⇒ 自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。



交差点での従うべき信号

- 歩行者・自転車専用信号に従う義務 [道交法第7条、施行令第2条第5項抜粋]
⇒ 「歩行者・自転車専用信号機」があるときは、自転車は、その信号に従って通行しなければならない。



信号のない交差点は、どうやって曲がればいいですか？

- [道交法第34条第3項]
自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

交差点の側端に沿って徐行しながら大周りで右折をしてください。

この曲がり方は、自転車等の曲がり方です！

(できる限り道路の中央に寄り、かつ、交差点の中心の直近の内側を徐行)

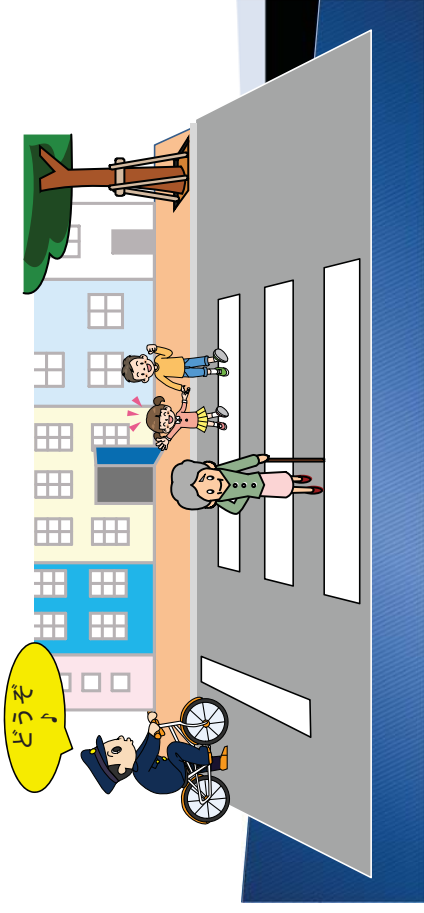
一方通行の通行ルール

- 通行の禁止等 [道交法第8条第1項]
⇒ 自転車は、**道路標識等**によりその通行を禁止されている道路またはその部分を通行してはならない。
- 左側通行等 [道交法第17条第4項、第18条第1項抜粋]
⇒ 自転車は、道路（車道）の中央から**左側部分の左側端**に寄って通行しなければなりません。



横断歩道通行時のルール

- 横断歩行者等がいない場合の一時停止 [道交法第38条第1項]
⇒ 自転車は、その道路の**前方の横断歩道等**を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その**横断歩道等の前で一時停止し**、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようしなければなりません。



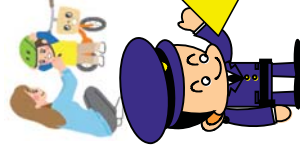
安全ルールを守る

- 酒気帯び運転の禁止 [道交法第65条第1項抜粋]
⇒ 何人も**酒気を帯びて**車両等（自転車）を運転してはならない。
- 並進の禁止 [道交法第19条]
⇒ 自転車など**軽車両**は、他の軽車両と**並進してはならない**。
- 二人乗りの禁止 [道交法第57条第2項、大阪府道路交通規則第11条]
⇒ 自転車は**ライントを点灯**
[道交法第52条第1項、大阪府道路交通規則第10条第1項]
- 一時停止の遵守 [道交法第43条]
⇒ 車両等（自転車）は、**一時停止の道路標識**がある交差点では、その交差点の（停止線）の直前で**一時停止**しなければならない。



ヘルメットの着用

- 児童・幼児のヘルメット着用 [道交法第63条の11]
⇒ 児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を**自転車に乗車**させるときは、**乗車用ヘルメット**をかぶらせるよう努めなければならない。



大阪府自転車条例では、**65歳以上の高齢者**に堺市、高槻市の条例では、**全ての自転車利用者に「ヘルメット着用」に努めること**が定められています。

※罰則はありません

中学・高校生では、ヘルメット着用の義務はありませんが...
命を守るためにもヘルメットの着用！



ヘルメット未装着時

頭の形が変わる位の衝撃

頭部以外
頭部負傷62人

平成28年～30年の自動車乗用中の死者数90人

約7割が頭部を負傷しています
また、全員がヘルメットを着けていませんでした。

骨折に至る力の約4倍！

ヘルメット未装着時

ヘルメットで受ける衝撃が大幅に減少

ヘルメットが頭部を保護しています

骨折に至る力の約4分の1

大阪府警察ホームページ

「交通情報」をクリックすると、様々な項目が出てきます。

①交通情報

②交通事故発生状況

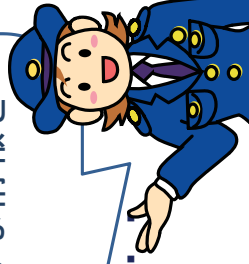
③あなたのまちの交通死亡事故発生マップ&交通事故発生状況一覧

みなさん！

大阪府警察のホームページを見られたことはありますか？

事件・事故情報をはじめとして、子供を

事故や犯罪から守るための、様々な情報を掲載しています！



交通事故防止については・・・

全体マップをクリックすると、大阪府下全体の地図が出てきます。

あかたの形の発生場所を交通事故発生マップで確認することができます。平成30年中における大阪府下の発生交通事故数は4,392件発生し、147人の死傷者を出し、40,933人の死傷者を出しました。前年と比較すると件数、死傷者及び発生場所は減少しています。今後は交通事故発生マップを交通事故発生マップの活用により、さらなる交通事故発生防止に力を尽くしていきます。



ここで、身近に発生した交通事故発生状況を確認していただけます。例えば、府警本部のある「中央区」をクリックする



このように、中央区で発生した事故の発生場所が、地図上に記載されています。

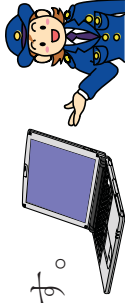
ホームページの「自転車対策室からのお知らせ」にも、啓発チラシやルールブックを掲載しています。



その他・・・

- 視覚教材（DVD）等の活用
（大阪府交通安全協会が貸出ししています。）
- 交通安全テスト、パワーポイント資料の活用

など、様々な方法があります。



【中高生のための自転車の交通事故防止2020】

大阪府教育庁等を通じて配信しているものです。
大阪府警察ホームページからも、ダウンロードしていただけます。



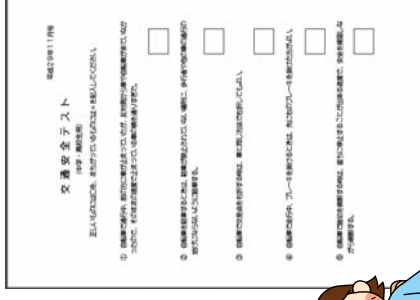
主な内容

- ① 自転車関連事故発生状況について
- ② 自転車の通行方法について
- ③ 自転車運転者講習制度について
- ④ 自転車保険の加入について

【交通安全テスト】

毎月、関係機関を通じて配信しているものです。
大阪府警察ホームページからも、ご覧いただけます。

○ 問題

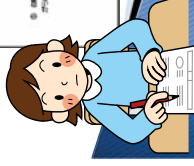


○ 解答・解説



Check!
Check!

※ 小学生から高校生までに対応した問題を平成31年1月号から毎月掲載しています。



自転車運転者講習制度

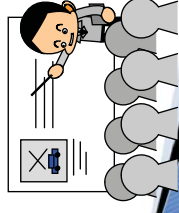
- 自転車運転者講習制度の受講命令 [道交法第108条の3の4]
⇒ 都道府県公安委員会は、次に掲げる規定の違反行為（「危険行為」）を反復してした自転車運転者に対し、都道府県公安委員会が行う「自転車運転者講習」の受講を命ずることができる。

みなさん、知っていますか？

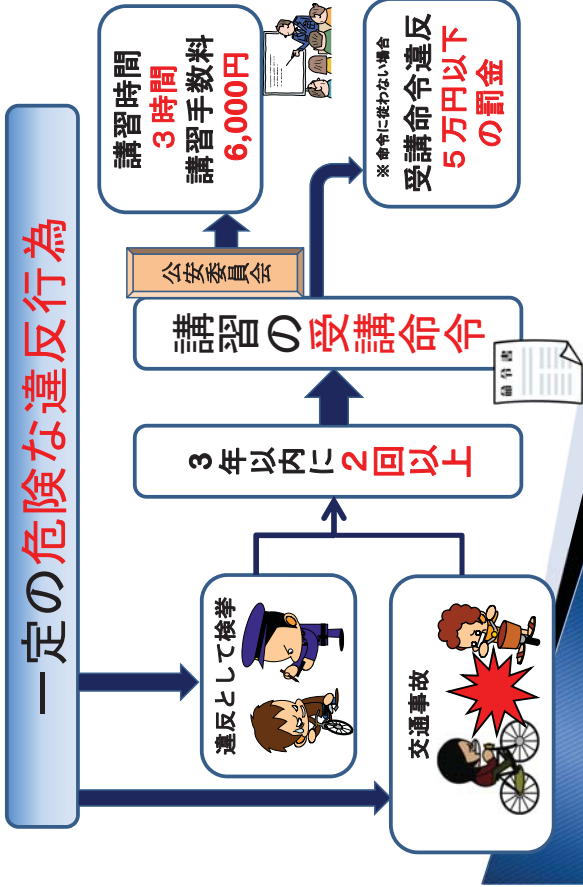
平成27年6月から

「自転車運転者講習制度」

が始まっています！



? 自転車運転者講習制度とは・・・



一定の危険な違反行為

1 信号無視

歩行者の番号などに従わない行為

2 通行禁止違反

歩道側で自転車の通行が禁止されている道路を通行する行為など

3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)

自転車を歩く

商店街等では、歩行者に注意!

4 通行区分違反

道路の中央から右側部分で通行する行為や左側に設置された歩行者専用通行する行為

新建の左側を通行!

5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

自転車が行進できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

左側の路側帯は、通行できませんが、歩行者の通行を妨げてはいけません!

6 遮断物切立入り

遮断物が倒れていたり、崩れようとしている箇所や、警報器が鳴っているときに道路に立ち入る行為

警報器が鳴り始めたら、渡らない!

7 交差点安全進行義務違反等

優先道路を通行する車両の通行を妨げる行為など

交差点では、安全な速度と方法で進行し、安全確認をしっかりとしましょう。

8 交差点優先車妨害等

交差点で歩行者における、車道又は歩道優先等の通行を妨げる行為

あらかじめその前からできる限りの道路の左側端に寄って、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。

9 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点内を通行する車両等の通行を妨げる行為など

「止まれ」の標識は、必ず止まる!

10 指定場所一時不停止等

一時停止の道路標識がある交差点では、その交差点の直前(停止線)で一時的に止まらなければならない

歩道は、歩行者優先! 車道寄りを行行。

11 歩道通行時の通行方法違反

歩道通行時に歩行者の通行を妨げる行為など

12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不足な自転車で行う行為

13 酒酔い運転

酒に酔った状態で自転車を運転する行為

自転車でも飲酒運転は禁止です!!

他の車両等の通行を妨害する目的、妨害運転の対象となる7類型

14 安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を適切に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

※、歩行者を避けるために進行し、歩行者を避けることができません。

- 携帯電話を使用しながら・・・
- 音楽を聴きながら・・・
- 傘を差しながら・・・
- 夜間、ライトをつけずに・・・

15 妨害運転

（交通の危険のおそれ著しい交通の危険）

これらの違反行為で事故を起こした場合、**安全運転義務違反**に問われることがあります!



講習制度の対象者は**14歳以上**（平成27年6月～令和2年8月末）

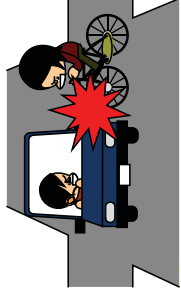
大阪では、25,000件以上、自転車の違反で検挙されたり、違反行為を伴った事故を起こしています。中・高校生4人が、講習対象者に！！

危険な違反行為をして登録されている件数（平成27年6月～令和2年8月末）

年齢	男性	女性	合計
14歳	75	16	91
15歳	212	99	311
16歳	314	175	489
17歳	386	181	524
18歳	386	151	537
合計(件)	1,330	622	1,952

自転車利用者が高額賠償や実刑を命じられた判決事例

- 前方不注意** **神戸地裁（2013年7月） 9520万円**
坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の62歳女性と衝突。女性は意識不明。
- 信号無視** **東京地裁（2007年4月） 5438万円**
信号を無視した37歳男性の自転車が横断歩道を歩行中の55歳女性と衝突。女性は死亡。
- 無灯火** **大阪地裁（2007年7月） 3000万円**
歩道上で無灯火の15歳少年の自転車が歩行中の62歳男性と正面衝突。男性は死亡。
- 危険な横断** **大阪地裁（2011年11月） 禁錮2年**
60歳男性の自転車が安全確認をせずに渋滞の切れ目から道路を横断。その自転車を避けようとしたタンクローリーが歩道に乗り上げ男性2人と衝突。男性2人は死亡。自転車が死亡事故を誘発したとして実刑判決。



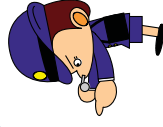
参考にもう一つ・・・

大阪府自転車条例により 平成28年7月1日から 「自転車保険の加入」

が義務づけられています！



相手の人を死亡させるような大きな事故は、起こさないよ。



相手にケガをさせた場合にも、損害賠償を命じられた事故事例もあります！

事例1：友人たちと2列になって歩道を走行中、立ち止まって携帯電話中の歩行者に追突して、負傷させた。
損害賠償：約55万円（平成15年9月：千葉地裁判決）

事例2：路側帯を自転車で走行中に、脇見運転をし、歩行者に追突して負傷させた。
損害賠償：約270万円（平成23年8月：大阪高裁判決）

自転車利用者も加害者になり得ます！

自転車保険への加入確認

事故の相手方を補償する自転車保険の種類

- 自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険」で補償されます。
- TSマーク付帯保険は、自転車安全整備店で購入、点検、整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険です。



自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
共済	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
団体保険	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
TSマーク付帯保険	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
クレジットカードの付帯保険	共済	共済の補償範囲に付帯した保険
	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
	PTAや学校が窓口となる保険	PTAや学校が窓口となる保険
	自転車車の車体に付帯した保険	自転車車の車体に付帯した保険
	カード会員向けに付帯した保険	カード会員向けに付帯した保険

保険に加入していただけますか？



自転車の交通安全コンテスト

4コマ漫画・講話(スローガン)の募集!!

応募資格: 小学生以上、中学生以下

募集期間: 2020年8月11日(月)～9月30日(水)

大阪府警察ホームページにある「自転車交通安全コンテスト」の応募ページを閲覧してください!!

大阪府警察ホームページ: www.osaka-pf.go.jp

応募ページ: www.osaka-pf.go.jp/contest

お問い合わせ: 06-6543-1111

大阪府警察本部自転車対策室

自転車は手軽に乗れる、とても便利な乗り物です。しかし、ひとたび事故を起こせば、被害者にも、被疑者にもなり得ます。

自転車に乗るときは「**車両の運転者**」になるということを、しっかりと指導してあげてください。



大阪府警察本部自転車対策室

【講義】

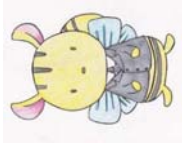
「生徒の自尊感情を高める『交通安全テスト』」

大阪府立阿武野高等学校

教諭 渡辺 剛士

教諭 増田 昇大

【MEMO】



生徒の自尊感情を高める 『交通安全テスト』



大阪府立阿武野高等学校
教諭 渡辺 剛士
増田 昇大

◆生徒の実態（登下校）

- ▶ 生徒の**95.2%**が自転車通学
- ▶ 登下校の時間は**一定の時間**に集中する
- ▶ 遅刻するかしないかの**ギリギリに登校**する生徒も多い



交通ルールを破ったり、一般の方とのトラブルに繋がる

- ▶ 交通ルールを理解しているようで**理解していない**



◆阿武野高校紹介

- ▶ 高槻市の西部に位置する
- ▶ 生徒の**約80%**が**高槻市内**から通学し、隣接する**茨木市・島本町**を含めると**97%**になる。
- ▶ 普通科 1学年6クラス 約700名在籍
- ▶ 平成13年度より「**自立支援コース**」設置
- ▶ 部活動加入率は51%



◆自転車指導の取り組み

- ▶ 毎日立ち番の教員を配置し、登下校指導
 - ⇨ 正門前や、近くの交差点の飛び出し抑止
- ▶ 雨天時、カッパの着用徹底
- ▶ **イエローカード、レッドカード**制度
 - ⇨ 三人乗り、傘さし運転、傘持ち、危険運転 など

【1回目イエロー】
口頭注意
【2回目レッド】
書写課題など
(放課後)

▶ 交通安全テストの実施

◆交通安全テストを行うきっかけ

- ▶ 前生徒指導部長の提案

「叱る生徒指導」だけではなく、
「褒める生徒指導」も

「交通安全テスト」を行い、不合格者は追試。**全員合格するまで**追試を実施し、最後には「諦めずによくがんばった」と褒める。

◆交通安全テスト（実施の流れ）

実施時期：4月～5月（例年）

① 担任による事前指導

「HR」や「総合的な探究の時間」の時間に、パワーポイントを使用し、事前学習を行う。



◆交通安全テスト

目的

交通ルール及び阿武野高校の自転車指導、通学時に気をつけるべき場所などについて理解し、事故を起こさずに安全に通学するための知識を身につける。

実施方法

テスト（マークシート30問）

合格：24点以上

23点以下は追試



何が違反？3つあります（右側の人）



◆写真の正解は



前方不注意



ながら運転



道路の右側を通行

傘をさしての自転車運転
条例で禁止
なので...



自転車に傘をさしておく
のも阿武野高校では禁止



自転車指導の対象です



CHECK

『一方通行』

矢印の方向へしが行けません
ただし、下の写真のような
表示がある場合は
自転車は通行できる



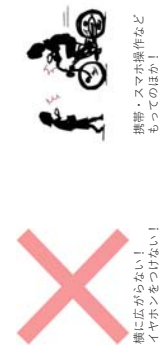
事故を起こさないために……

**阿武野高校への登下校時の
通学注意ポイントを紹介します**
(これまでに住民の方から苦情や注
意があったり、本校生徒が事故をお
こした箇所です)



交通安全テスト (実施の流れ)

② 自主学習用にプリント配布



阿武野高校周辺 交通安全マップ
 自転車通学の際の要注意ポイント

阿武野高校は住宅地の中にあります。近隣住民の方々や子ども達の迷惑にならないよう、マナーをしっかりと守りましょう！

横に広がらない！
 イヤホンをつけない！
 携帯・スマホが操作など
 もつてのほか！

スピードを落とさず、車や歩行者をしっかりと確認！ここが一歩危険です！

道が曲がって曲がりくねっている上に、小学生がよく歩いています！ゆせらずかつくり避けること！

小さい道ですが、自転車もよく通ります。特に曲がり角や十字路では、周囲をしっかりと確認！

多少面倒でも、ちゃんと番号のボタンを押して、音になったことを確認してから渡る！

Q5. 横断歩道の自転車通行が許されているところとそうでないところがある。どうすればいい？

A5. 交差点やその付近で緊急自動車が出たときは、交差点を降り、道路の左側に寄り、一時停止し、安全確認後、通行してください。

Q6. 信号機は、自分の通行方向の灯の色を確認する必要がある？

A6. 横断歩道の信号機は、赤、黄、緑の3色で構成されています。赤は停止を指示し、黄は注意を促し、緑は通行を許可します。また、歩行者の安全確認も必要です。

Q7. 道路状況の悪化を防ぐために、どのような対策がありますか？

A7. 道路状況の悪化を防ぐためには、大きく分けて3つです。

阿武野高校 交通安全 Q&A

- Q1. 交通信号の通行はどのように進みますか？
- A1. 自転車も歩行者と同じで、信号機の色によって通行が許可されます。赤は停止を指示し、黄は注意を促し、緑は通行を許可します。また、歩行者の安全確認も必要です。
- Q2. 自転車で歩行者と歩行者との通行が同時に発生する場合はどうすればいい？
- A2. 歩行者は歩行者優先です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。
- Q3. 歩道で自転車が歩行者と歩行者との通行が同時に発生する場合はどうすればいい？
- A3. 歩道で自転車が歩行者と歩行者との通行が同時に発生する場合は、歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。
- Q4. 自転車で歩行者と歩行者との通行が同時に発生する場合はどうすればいい？
- A4. 歩行者は歩行者優先です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。歩行者の通行を妨げる行為は厳禁です。

◆自転車安全利用五則

安全に自転車に乗るためには、安全ルールを守ることが大切です。正しいルールを守り、安全に自転車に乗ってください。

1. 安全ルールを守る

2. 自転車は歩行者優先

3. 歩道は歩行者優先

4. 安全ルールを守る

5. 自転車は歩行者優先

6. 歩道は歩行者優先

7. 安全ルールを守る

8. 自転車は歩行者優先

9. 歩道は歩行者優先

10. 安全ルールを守る

◆安全に自転車に乗るには？

安全に自転車に乗るには、安全ルールを守ることが大切です。正しいルールを守り、安全に自転車に乗ってください。

1. 安全ルールを守る

2. 自転車は歩行者優先

3. 歩道は歩行者優先

4. 安全ルールを守る

5. 自転車は歩行者優先

6. 歩道は歩行者優先

7. 安全ルールを守る

8. 自転車は歩行者優先

9. 歩道は歩行者優先

10. 安全ルールを守る

◆大阪府自転車安全啓発リーフレット

◆大阪府自転車条例ルールブック

◆交通安全テスト（実施の流れ）

③ テスト（本番）

テスト（マークシート）30問 15分



24点以上で合格

23点以下は追試・・・



◆交通安全テスト（実施の流れ）

④ 追試

各学年ごとに、放課後の空いている時間を使っている追試を実施。



不合格のまま
終わらせない！

できる限り合格するまで追いかける。

ただし、最終的にどうしても合格できない生徒に対しては、追試後、**解説・講習（実技指導含む）**をして**終了**としている。

◆昨年度、合格した生徒に「合格証（シール）」を配布



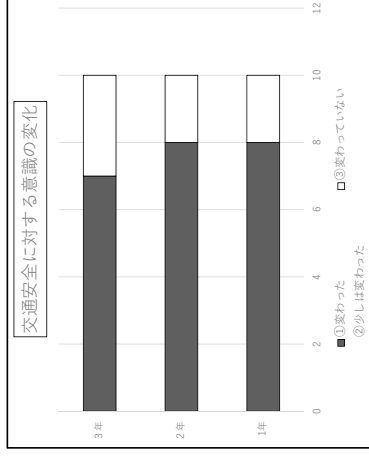
生徒たちは、こういうのを作ったら喜んでくれるのではな
いかと思います。生徒た
ちの反応はイマイチ・・・



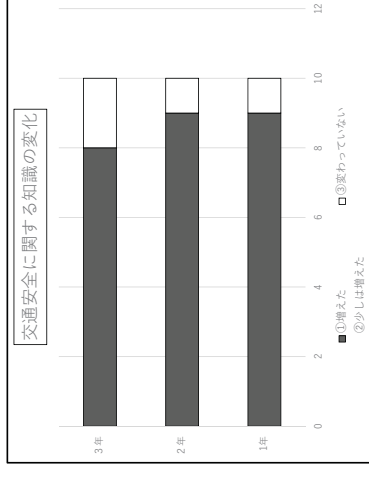
不評につき、今年度は
作成しませんでした。

◆交通安全テスト（事後アンケート結果） ※令和元年度

1、テストを受けて、交通安全に対する意識は変わりましたか？

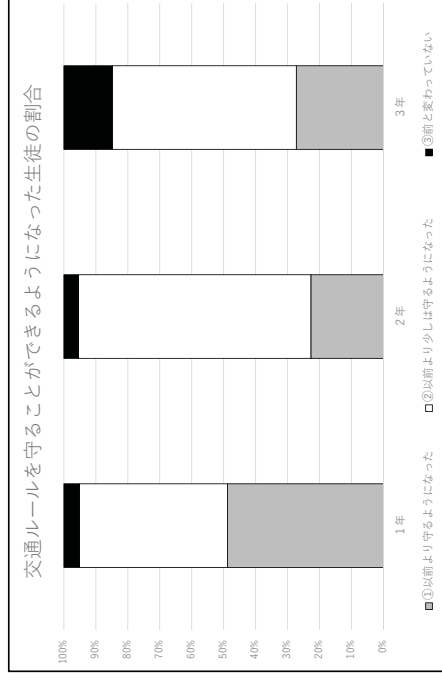


2、テストを受けて、交通安全に関する知識は増えましたか？



◆交通安全テスト（事後アンケート結果）

3、登下校で交通ルール・マナーを守ることができていなかったと回答した生徒のうち、テストを受けて以降、守ることができるようになったと回答した人数



ご清聴ありがとうございました。

阿武野高校 交通安全 Q&A



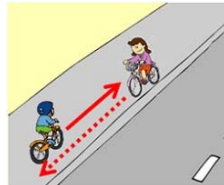
Q1. 交通事故の時はどうするべきか？

- A1. 自転車も車両の仲間ですので、**警察への届出義務があります**。そのまま立ち去ると道路交通法違反（救護措置義務違反、報告義務違反）に問われる場合があります。
交通事故を起こした場合は、**相手が事故現場から立ち去ったとしても、自分で110番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません**。

Q2. 自転車で歩道を通行するときは歩行者に注意を呼びかけるためにこまめに警音器（ベル）を使用したほうがよい？



- A2. **歩道は歩行者優先です**。歩行者の通行を妨げるおそれがある時は一時停止しなければなりません。歩行者に対して、**注意を呼びかけたり、道を譲ってもらうためにベルを鳴らしてはいけません**。



Q3. 歩道で自転車同士が行き違う時はどうしたらいいか？

- A3. 対向する自転車同士がお互い歩道の車道寄りを走行すれば、衝突、接触することになります。自転車で歩道を走行中、前から自転車が走行してきた時は、**十分に速度を落とし、お互い譲り合いながら、相手の自転車を右に見ながらよけるようにしましょう（お互い左側を通行する）**。



Q4. 自転車でブレーキを掛けるときは、前輪・後輪どちらのブレーキを掛けた方がよいか？

- A4. 一般用自転車のほとんどが右ブレーキは前輪、左ブレーキは後輪となっていますので、**ブレーキを掛けるときは左（後輪）から掛けましょう**（注意：JIS規格でブレーキレバーの配置は定められています）。もし先に右のブレーキを強くかけると**前輪がロック（回転が止まる）され、その勢いで後輪が浮いてしまうこともあり、バランスを崩し大変危険**です。

Q5. 後ろから緊急自動車が近づいてきたときにはどのような対応するか？



- A5. 交差点やその付近で緊急自動車が接近してきたときは、交差点を避け、**道路の左側に寄って一時停止しなければなりません**。パトカーや救急車等の緊急自動車が近づいてきたときは交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しましょう。

Q6. 信号機は、自分の進行方向の前方にある信号機に必ず従わなければならない？



- A6. 横の信号が赤色であっても、**前方の信号が青色になっているとは限りません**。交差点にある信号機のほとんどでは、一時的に全部の信号が赤色になるタイミングがあります。また、時差式信号機等もありますので、**横の信号が赤であっても、進路前方の信号機を確認し、安全を確かめましょう**。

Q7. 阿武野高校の自転車指導のルールは？



A7. 阿武野高校の自転車指導は、大きく分けて**3**つです。

1、ステッカー指導

自転車の後輪の泥除けなど見やすいところに各学年色のステッカーを貼っていない自転車では登校できません。**買い換えたり、故障等で他の自転車で来たときには各学年の生徒指導部の先生まで言いに来てください**。

2、駐輪指導

各学年、各クラスで決められた場所に駐輪すること。柵やチェーンがある場所に止めたり、駐輪場からはみ出して止めるなど、**通行の邪魔になるような自転車は指導の対象です**。

3、交通安全指導

傘差し運転やイヤホンをつけての運転、無理な横断など交通安全上に問題のある、もしくはありそうなものは厳しく指導しています。**事故で大ケガや悲惨なトラブルを予防するための指導です**。安全第一で登下校しましょう。

上の3つのいずれかで違反があれば、チェーンロック（自転車への施錠⇒指導）の対象となることがあります。また、ひどい場合には自転車での通学許可を取り消します。



阿武野高校 交通安全テスト（15分）

正しいものには①を、間違っているものには②を鉛筆・シャープペンで黒く塗りつぶしなさい。

問題 1: 自転車で道路を走行中、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、

止まっている車の右側を通り抜け、車の前に出た。

問題 2: 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかっても、急いでいる場合は「すみません。」と言

っていれば、警察に交通事故の届出を出さなくてもよい。

問題 3: 運転中に携帯電話に着信があったときは、速やかに会話を終わらせ、運転に集中しなければならない

い。

問題 4: 自転車を運転して、一定の違反行為（危険行為）を繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場

合は、道路交通法により自転車運転者講習の受講を命じられる。

問題 5: 内輪差とは車が右左折するときに後輪が前輪よりも内側を通ることによる、前輪と後輪の軌跡の差

のことである。

問題 6: 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかったが、相手の人が「大丈夫です。」と言って

そのまま立ち去った。このような場合でも警察に交通事故の届出をしなければならない。

問題 7: 下図①のような路側帯を自転車で走る時は進行方向に関係なく右側、左側のどちらを走ってもよい。

問題 8: 下図②のような一方通行標識がある道路では、自転車は道路標識の規制に従わず、標識と反対方向

に進むことができる。

問題 9: 自転車で走行中、下図③のような一時停止の標識のある交差点では、左右の安全を確かめて速度を

落として進行すればよい。

①



②



③



問題 10: 自転車は、法律上は軽車両であり、自動車と同じく車両に分類される。

問題 11: 歩道で自転車同士が行き違う時は、自分から見て左側によけるようにする。

問題 12: 自転車に乗る場合、歩道と車道の区別があるところでは、安全のために原則として歩道を走る。

問題 13: 自転車は道路の端であれば、左右のどちらの端を走行してもよい。

問題 14: 自転車は、原則として2台までなら自転車同士が並んで走ることができる。

問題 15: 自転車で走行中、ブレーキを掛けるときは、先に前輪（右）のブレーキを掛けた方がよい。

問題 16: 自転車で交差点やその付近を走行中、後ろからサイレンを鳴らした救急車などの緊急自動車が近

づいてきたときには、交差点を避けて道路の左端に寄って一時停止する。

問題 17: 自転車に乗って歩道を走る場合、歩行者とすれ違いができないときは、早めにベルを鳴らして歩

行者に避けてもらわなければならない。

問題 18: 一時停止標識がある場所でも、自動車と違い、自転車は一時停止する必要はない。

問題 19: 下の写真④は「歩行者優先道路」である。

問題 20: 歩行者用信号機に下の写真⑤のように「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、自転車

もその信号に従って横断する。

問題 21: 下の写真⑥のように「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を通行する際は、歩道の車道寄りを

通行するとともに、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときはゆっくり走らなければならない。

④



⑤



⑥



問題 22：終礼などで、登下校時の交通ルールやマナーに関する連絡がある際、自分のことではなければ、聞く必要がない。

問題 23：大阪府の条例では、交通事故や被害者への救済をはかるために自転車の利用者（未成年の場合はその保護者）は『自転車保険』に加入していなければならないと定めている。

問題 24：携帯電話（スマートフォン）に表示されたゲーム等の画面を見ながら自転車を運転してはいけませんが、自転車ではなく徒歩であれば見ながら歩いてもよい。

◎ 《以下、阿武野高校関連問題》

問題 25：下校時、正門前の下り坂で、「止まれ」の標識があるが、スピードをゆるめて安全確認をしたので、一旦停止せずに通行した。

問題 26：自転車同士で事故を起こしそうになったがうまく避けることができた。しかし、相手が怒って文句を言ってきたので、無視をして、止まって謝罪せずにそのまま通学した。

問題 27：ヘッドホンなどを使用して音楽等を聞きながら自転車を運転して登下校してもよい。

問題 28：朝は雨が降っていなかったが、昼から降りそうだったので、下の写真のようにカサを自転車にさして学校へ行った。

問題 29：朝、遅刻をして急いでいる場合は、学年ごとの駐輪スペースを守らずに自転車をとめてもよい。

問題 30：阿武野高校でチェーンロックの指導になるのは、A 阿武野高校の自転車ステッカーを貼っていない自転車、B 駐輪禁止の場所に止めている自転車、C カサを自転車にさしている自転車である。



【MEMO】

【MEMO】